

介護保険で受けることのできるサービス

要介護と認定された人は、全てのサービスが利用できます。(一部は要介護3以上)

要支援と認定された人は、地域包括支援センターでのケアプランをもとにサービスを受けることができます。介護予防を目的としており、下記*マークのついているサービスを受けることができます。

大きく4種に分かれます



1 ケアプランを作成してもらうサービス (本人の費用の負担はありません)

居宅介護支援

2 施設に入って受けるサービス

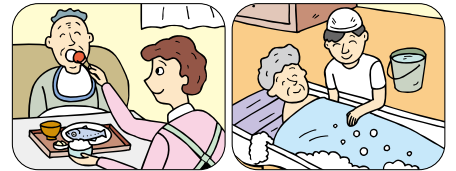
介護老人福祉施設
介護老人保健施設

常時介護を必要とし在宅介護が困難な方が受ける「施設」介護サービスです。病状の安定した方、または在宅で一時的に病状や身体能力が悪化(低下)した方が、自宅への復帰を目指す「施設」サービスです。2018年4月より超強化型~その他型まで5タイプに分類され、質の高いサービスを受けられる「施設」が分かりやすくなりました。介護療養型医療施設 療養病床を有する病院などにおいて、医学的管理の下で受ける「施設」サービスです。※2023年度末までで介護報酬対象外となります。(現在6年間の延長期間中) 介護医療院 「療養」と「居住」の両ニーズに対応します。医療ニーズも一定程度ある「I型」と、介護ニーズが中心の「II型」があります。

3 在宅で受けるサービス (*は要支援の人が受けることのできるサービスです)

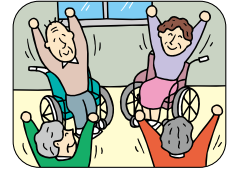
訪問してくれるサービス

- 訪問介護*.....訪問介護員などが自宅を訪問し、日常生活に必要なサポートを行う介護サービスです。
- 訪問入浴介護*.....入浴車などで自宅を訪問し、居室内などで、バイタルチェックの上で入浴の介護を行う介護サービスです。
- 訪問看護*.....看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
- 訪問リハビリテーション*.....理学療法士・作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。
- 居宅療養管理指導*.....医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。



通って受けるサービス

- 通所介護*.....デイサービスセンターなどに通い、食事やレクリエーション、入浴サービスなどを受ける介護サービスです。
- 通所リハビリテーション*.....老人保健施設や医療機関へ通い、理学療法士・作業療法士などにより、リハビリテーションを受けるサービスです。
- 短期入所生活介護*.....介護施設などに短期間入所する介護サービスです。
- 短期入所療養介護*.....療養病床を有する病院などに短期間入所する介護サービスです。



住環境を整備するサービス

- 福祉用具貸与*.....介護保険法で定められた福祉用具をレンタルする介護サービスです。
- 特定福祉用具販売*.....介護保険法で定められた福祉用具購入対象商品を、1割(一部の人は2割又は3割)の費用負担で購入できる介護サービスです。*年間10万円が限度額です。
- 住宅改修*.....在宅の要介護者が対象となる住宅改修を行う場合に支給される改修費です。*改修費20万円が限度です。(自治体により上乘せあり)

詳しくは
次ページで
紹介して
います。

有料老人ホームのサービス

- 特定施設入居者生活介護.....介護保険上の「特定施設」の指定をうけた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで受ける「入居型」介護サービスです。

4 地域密着(市区町村単位)で提供されるサービス

- 小規模多機能型居宅介護*.....「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態を状況に合わせて受けられる介護サービスです。
- 夜間対応型訪問介護.....早朝や夜間、訪問介護員の定期巡回または通報による随時訪問により、排泄や日常生活上の緊急対応等の介助を受ける介護サービスです。
- 認知症対応型通所介護*.....認知症の方の特性に配慮して提供される「通所」介護サービスです。
- 認知症対応型共同生活介護*.....認知症の方が小規模な家庭的な環境の中で受ける「入居型」介護サービスです。
- 地域密着型特定施設
入居者生活介護.....小規模な施設に入所し受ける「入居型」介護サービスです。(グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉
施設入所者生活介護.....小規模な施設に入所し受ける「施設」介護サービスです。